

※ 右の様式の戸籍請求書(郵送用)をご利用ください。

★ 戸籍、戸籍の附票、身分証明書は、**本籍地**での発行です。
証明を郵便で請求される方は、下記のように手続きしてください。

1. 次の書類を送ってください。
- ・ 右の請求書
 - ・ 手数料分の定額小為替(郵便局で購入)
 - ・ 返信用封筒(切手貼付、本人宛の氏名及び住所記載があるもの)
 - ・ 本人確認書類
 - ① マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の顔写真付身分証明証のコピー
 - ② ①がない場合、健康保険証・年金手帳・社員証など複数のコピー
 - ・ 委任状(本人、配偶者、直系親族以外の者が請求するとき)
- ※ **第三者であっても、遺産相続など権利行使を目的とした戸籍の請求について**
詳細な請求理由が確認できれば委任状は必要ありません。
- ※ 身分証明書は本人以外が請求する場合は委任状が必要です。
- ※ 住所地以外への送付はできません。
- ※ 離島のため、郵送に10日間以上かかる場合があります。
- ※ お急ぎの方は、速達郵便をご利用下さい。
2. 返信用封筒について
- ・ 本人宛の氏名及び住所を記載して下さい。
 - ・ 定形封筒等に、日本郵便(株)所定の郵便料金分の切手を貼付してください。
(ご請求枚数が多い場合は、余分に切手を同封してください。)
3. 戸籍手数料
- 右の請求書に記載。(手数料は、市町村によって異なります。)
- <参考>
- 1 謄本……その戸籍に記載されている全員の証明です。
抄本……その戸籍に記載されている一部の証明です。
 - 2 筆頭者は、戸籍の最先頭に記載されている者をいい、死亡しても変わることはありません。
 - 3 除籍(謄本及び抄本)は、ひとつの戸籍から縁組・婚姻・死亡・転籍等により全員が抜けて、一人も残っていない状態の戸籍をいいます。その戸籍に一人でも残っていれば除籍といわず普通の戸籍といいます。
 - 4 改製原戸籍は法務省令によって現在の戸籍に改製される前の戸籍をいいます。
(すべての戸籍に改製原戸籍があるとは限らず、また現在の戸籍がある市町村にあるとも限りません)。
 - 5 戸籍の附票の写しは、住民票の移り変わりを記録したもので、戸籍簿とセットで本籍地にあります。

〒901-3592
沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
渡嘉敷村役場 民生課 098-987-2322

戸 籍 請 求 書 (郵送用)

				令和	年	月	日
① がど 必 な た で の 証 明	本 籍						
	筆 頭 者 〔戸籍の最初に 載っている人〕	氏名	生 年 月 日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日				
	必要な人 〔個人事項証明 の 場 合 〕	氏名	生 年 月 日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
	※番号を○で囲んで通数を記入してください。						
② 必 ど 要 ん で な す 証 明 が 何 通	1	戸 籍	全部(謄本) 通 個人(抄本) 通	1通	450 円		
	2	除 籍	全部(謄本) 通 個人(抄本) 通	1通	750 円		
	3	改製原戸籍	全部(謄本) 通 個人(抄本) 通	1通	750 円		
	4	戸籍附票	全部(謄本) 通 個人(抄本) 通	1通	300 円		
	5	身分証明	通	1通	300 円		
③ 請 求 者 (住 所)	※身分証明は本人による請求です。						
(氏 名)							
(電話番号)	※ 確実に昼間連絡がとれる番号						
(筆頭者との関係)	本人	夫	妻	子	孫		
	父母	祖父母	その他()				
④ 使 用 目 的							

※ 郵送請求は、日数が必要となりますので余裕をもって請求して下さい。お急ぎの方は速達郵便をご利用下さい。

※ 記入漏れ等がある場合、発行できませんのでご注意ください。

※ 偽りその他不正手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第135条・住民基本台帳法第46条第1項第2号)